

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 参照条文 目次

○	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）	（抄）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）	（抄）	10
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）	（抄）	11
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	（抄）	12
○	道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）	（抄）	13

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 参照条文

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）（抄）

（種類等）

第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。

（様式）

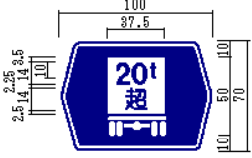

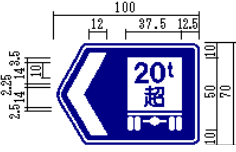

第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。

別表第一（第二条関係）

案内標識

種類	番号	設置場所
登坂車線 (略)	(117の2-A)	(略)
	(117の2-B)	高速道路等において登坂車線を示す必要のある地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
総重量限度緩和指定道路 (略)	(118の3-A)	(略)
	の3-B)	車両制限令第三号第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端

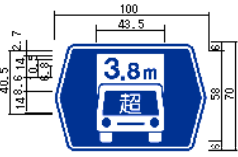


<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>		<p>道路 総重量限度緩和指定 (118の3-A)</p>	
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>		<p>道路 総重量限度緩和指定 (118の3-B)</p>	

警戒標識  
 (略)  
 規制標識  
 (略)  
 指示標識  
 (略)  
 補助標識  
 (略)  
 備考

一 本標識（本標識の標示板をいう。）  
 (-) 表示

1 案内標識（「サービス・エリア、道の駅及び距離」、  
 「サービス・エリア、道の駅の予告」、  
 「サービス・エリア」、  
 「非常電話」、  
 「

	<p>高さ限度緩和指定道路        (118の4-C)</p>	
	<p>高さ限度緩和指定道路        (118の4-D)</p>	



21 総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B) 及び 高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B) を表示する案内標識の標示板を設置する地点が同一であつて必

22 要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示することができる。

(二) 寸法 (略)  
(三) 色彩 (略)

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、サービス・エリア、道の駅の予告(116の2-C)、 「非常電話」、「待

避所」、「非常駐車帯」、「国道番号(118-A)、 高さ限度緩和指定道路(118の4-C・D) 及び「まわり道」を表示するもの以外のものについて

は、文字、記号、矢印及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、 方面及び距離(106-B)、 「出口の予告」、「方面及び出口の予告

」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの出口番号を表示する部分並びに サービス・エリア、 道の駅の予告(116の2-A・B) 及び

「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、 サービス・エリア、道の駅及

び距離(116) を表示するものの道の駅を表示する部分並びに 方面及び出口の予告(110-A) 及び 方面及び出口(112-A) を表示するも



の国道番号(118-A)を表示する部分については、文字を白色、地を青色とする。

(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一(一)の10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とする。

(3) (5) (略)

(6) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定道路(118の4-C) を

表示するものについては、記号中の文字及び地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。

(7) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和指定道路(118の4-D) を

(8) (12) (略) 表示するものについては、記号中の文字及び地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。

(13) 高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」及び「方面及び方向」を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面として高速道路等の通称名を表示する場合には、次に図示したものに準じて、当該通称名を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を緑色とする。



(五) (四)  
2 (14) (略)  
5 (25)  
4 (略)

1 文字等の大きさ等 (略)

2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「

「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4) A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するも

の以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

3 7 (略)

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識  
縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道 (120-B)」を表示するものについては九ミリメ

ートル、国道番号 (118-A)、「都道府県道番号 (118の2-A)」、総重量限度緩和指定道路 (118の3) A・B) 及び高さ限度緩和指定道路 (118の4) A・B) を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、国道番号 (118) B・C)、「都道

府県道番号 ( ) A・B)

及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分

二  
四

(六)  
(略)  
(略)

(2) の一以上の太さとし、  
(4) (略)  
(略)

(118の2-

「

縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（道路標識等の設置）

- 第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。
- 2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。
- 3 (略)

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（公安委員会の交通規制）

第四条（略）

2）4（略）

5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（料金徴収の対象等）

第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 (略)

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実に行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならない。

4 (略)

○道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）（抄）

（車両の通行方法）

第十三条 会社等又は有料道路管理者は、法第二十四条第三項の認可を受けようとするときは、当該認可を受けようとする通行方法を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限り、法第二十四条第三項の認可をするものとする。

一・二 （略）

三 ETC専用施設（無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行う施設であつて、次号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。） 次のイ又はロに掲げるETC専用施設の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法

イ 標識その他の方法によつて徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設 有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第四条第一項第一号に規定する車載器及び識別カードが搭載され、かつ、無線の交信によりETCシステムに料金の徴収のために必要なその通行に関する情報を適正に記録することができる状態にある通行車両（以下この項において「ETC通行車」という。）以外の通行車両にあつては当該施設を通過してはならず、ETC通行車にあつては当該標識その他の方法による表示に従つて通行しなければならないこと。

ロ （略）

四・六 （略）

3 （略）